

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に規定する書面)

セイコーホールディングス株式会社

2022年5月30日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都中央区銀座四丁目5番11号
セイコーホールディングス株式会社
代表取締役社長 高橋 修司

セイコーホールディングス株式会社（以下「SHD」といいます。）及びセイコーアイ・テクノロジー株式会社（以下「SITR」といいます。）は、2022年5月10日に締結した吸収分割契約書に基づき、2022年7月1日を効力発生日として、SHDの研究開発機能及び生産技術開発機能の事業に関して有する権利義務（以下「本承継権利義務」といいます。）をSITRに承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うこととしました。

本分割に関する事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

2022年5月10日付でSHD及びSITRが締結した吸収分割契約書は、別添のとおりです。

2. 吸収分割の対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

本分割に際して、SITRはSHDに対し、本承継権利義務の対価として、株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、SHDは、SITRの発行済株式の全部を有していることから、相当であると判断しております。

3. 吸収分割承継会社（SITR）に関する事項（会社法施行規則第183条第4号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容（同条第4号イ）

吸収分割承継会社であるSITRの最終事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に係る計算書類等は別添のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同条第4号ロ）

該当事項はありません。

（3）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同条第4号ハ）

① 2022年6月28日を効力発生日として、利益準備金の全額を減少する予定です。

② 2022年7月1日に、以下の増資を受ける予定であり、当該増資によりSITRの資本金は1億円になる予定です。

（a）セイコーウオッチ株式会社による出資

引き受ける株式の種類及び数：普通株式 750 株

払込金額：3,750 万円

（b）セイコーインスツル株式会社による出資

引き受ける株式の種類及び数：普通株式 750 株

払込金額：3,750 万円

4. 吸収分割会社（SHD）に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

- (1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

- (1) 吸収分割会社（SHD）の債務の履行の見込みについて

本分割後における SHD の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。また、本分割後の SHD の収益状況及びキャッシュフローの状況について、SHD の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されております。

以上より、本分割後における SHD の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 吸収分割承継会社（SITR）が吸収分割会社から承継する債務の履行の見込みについて

本分割後における SITR の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれております。

また、本分割後の SITR の収益状況及びキャッシュフローの状況について、SITR の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されております。

以上より、本分割後における SITR の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

- (注) 会社法第 758 条第 8 号又は同第 760 条第 7 号に掲げる事項の定めはありません。また、SHD について会社法第 787 条第 3 項第 2 号に定める新株予約権はありません。

以 上



吸収分割契約書

セイコーホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及びセイコーアイ・テクノロジー株式会社（以下「乙」という。）は、甲の研究開発機能及び生産技術開発機能の事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本会社分割」という。）に関し、以下のとおり、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、本効力発生日（第6条に定義する。以下同じ。）をもって、吸収分割の方法により、承継対象権利義務（第4条第1項に定義する。）を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）甲（吸収分割会社）

商号：セイコーホールディングス株式会社

住所：東京都中央区銀座四丁目5番11号

（2）乙（吸収分割承継会社）

商号：セイコーアイ・テクノロジー株式会社

住所：千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目8番地

第3条（本会社分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本会社分割に際して、甲に対して、株式その他の金銭等の交付を行わない。

第4条（本会社分割により承継する権利義務）

- 乙が本会社分割により甲から承継する権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」に記載の権利義務とする。なお、甲の従業員と甲との間の労働契約は、本会社分割に際して承継されないものとする。
- 本会社分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。
- 甲及び乙は、承継対象権利義務のうち登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転又は対抗要件具備のために必要とするものについて、相互に協力してその手続を行うものとし、係る手続の履行に要する費用（公租公課を含む。以下同じ。）については、甲及び乙が別段の合意をする場合を除き、自ら実施する手続に係る費用を各自が負担するものとする。

第5条（増加する乙の資本金、準備金及び剰余金の額）

本会社分割により増加する乙の資本金、準備金及び剰余金の額は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| （1）資本金 | 金0円 |
| （2）資本準備金 | 金0円 |
| （3）その他資本剰余金の額 | 会社計算規則第38条第2項の規定に従い乙が計上すべき額 |
| （4）利益準備金 | 金0円 |
| （5）その他利益剰余金 | 金0円 |

第6条（本会社分割の効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022年7月1日とする。但し、本会社分割の手の進行等に応じて本効力発生日を変更する必要がある場合には、甲乙協議のうえ合意により、本効力発生日を変更することができる。

第7条（吸収分割契約の承認）

乙は、本効力発生日の前日までに、それぞれ本契約及び本会社分割に必要な事項に関する機関決定（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合及び同法第370条に基づき取締役会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得て、本会社分割を行う。

第8条（競業避止義務）

甲は、乙に対し、本事業に関し、競業避止義務を負わないものとする。

第9条（本契約の解除・変更）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日に至るまでの間に、本事業又は承継対象権利義務に重大な変動が生じた場合、本会社分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議のうえ合意により、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第10条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第11条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約に関して生じた疑義については、誠実に協議をすることにより、これを解決するよう努めるものとする。

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙の各代表者が押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

2022年5月10日

東京都中央区銀座四丁目5番11号

甲：セイコーホールディングス株式会社

代表取締役社長 高橋 修司



千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目8番地

乙：セイコーアイ・テクノロジー株式会社

代表取締役社長 中島 邦雄



承継対象権利義務明細表

本会社分割により甲が乙に承継する権利義務は、本効力発生日における、以下の権利義務とする。

なお、甲が乙に承継する資産及び負債は、甲の2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本効力発生日の直前までの増減を加除して確定する。

1. 資産

以下に掲げる資産。

(1) 流動資産

甲が本事業のみに関して有する、貯蔵品、前払費用に係る資産。

(2) 固定資産

甲が本事業のみに関して有する、建物、機械装置、器具備品、リース資産、建設仮勘定に係る資産。

2. 負債及び債務

以下に掲げる流動負債。

- ・甲の子会社エスアイアイ・プリンテック株式会社に対する預り金に係る債務

3. 契約（雇用契約を除く。）

以下に掲げる契約ならびにそれらの契約上の地位及びこれらに基づく一切の権利義務。

- ・甲が本事業のみに関して締結している、売買契約、業務委託契約、共同開発契約その他の本事業のみに関する一切の契約（但し、ソフトウェアの関連契約は除く）。

以上



2021年3月期

事業報告

自 2020年4月1日

至 2021年3月31日

セイコーアイ・テクノリサーチ株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地

事業報告

(自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項（会社法施行規則第 120 条）

(1) 当該事業年度における事業の経過およびその成果

2020 年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による影響で落ち込んだ社会・経済活動に一定の回復が見られたものの二度の緊急事態宣言が発出されるなど終息の目処は立っておらず、いまだ不透明な状況が続いています。

このような事業環境の下、機器分析サービスの受注件数が減少する中で、お客様のニーズの把握、分析技術の提案により収益確保を図ってまいりました。当期における売上高は 195 百万円（前年同期比 15%減）となりましたが、経費抑制と投資の見極めなどにより、営業利益は 20 百万円（前年同期比 28%増）、経常利益は 20 百万円、当期純利益は 6 百万円となりました。

分析装置別の事業概要としましては、透過型電子顕微鏡が半導体分野を中心に売上を大幅に伸ばしました（前年同期比 37%増）。熱分析も材料物性測定ニーズの高まりと豊富なアプリケーションにより売り上げを大きく伸ばしました（前年同期比 17%増）。表面分析（原子間力顕微鏡、オージェ分光分析、X 線光電子分光、グロー放電発光分光）は表面処理技術における分析ニーズに応えることにより売上をほぼ維持することができました（前年同期比 2%減）。

一方、走査型電子顕微鏡観察は顧客企業の事業活動の停滞などの影響により売上減少となりました（前年同期比 13%減）。集束イオンビーム加工も断面観察用加工の受注減少により、売上減少となりました（前年同期比 36%減）。

(2) 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況

・資金調達

当社は、親会社より直接借入を行っております。

当期末における借入金は 4.9 百万円であります。

・設備投資

該当ありません。

(3) 対処すべき課題

今後の経営環境におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止策の継続による制約が見込まれる中で景気持ち直しが予測されています。当社は、分析・観察分野の拡張を図るなど新規の分析応用技術を獲得し、お客様のニーズに対応してまいります。また、オンライン営業、オンライン立会分析等とリアル活動を合わせたハイブリッド活動を実施することにより、コロナ禍の環境に合わせた方法でお客様への提案を継続、強化してまいります。

① 内販売上の向上

・製品・製造の課題解決、開発効率向上に向けて顧客連携を強化し、内販売上の向上に努めます。

② 外販営業力の強化

・既存顧客においてこれまで培った人脈を生かして横展開を図り、受注増につなげます。

- ・分析事例を増やし、営業ツール（ホームページ、アプリケーションデータ）を整備することにより新規顧客、及び、リピート顧客の受注増を目指します。
- ・顧客への説明頻度を増やし、分析結果の理解度を高めることにより顧客満足度の向上を図ります。

(4) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期 予算
売上高	217	228	227	195	207
売上総利益	36	44	41	39	27
売上総利益率	16.6 %	19.3 %	18.1 %	20.1 %	13.1 %
営業利益	13	21	16	21	6
営業利益率	6.1 %	9.4 %	6.9 %	10.6 %	2.9 %
経常利益	13	22	16	20	6
経常利益率	6.1 %	9.4 %	7.0 %	10.4 %	2.9 %
当期純利益	9	14	10	6	4
1株当たり当期純利益	9 千円	14 千円	10 千円	6 千円	4 千円
総資産	213	237	185	137	226
総資産回転率	1.3 回	1.3 回	2.2 回	1.5 回	2.5 回
純資産	168	182	83	89	90

1株当たりの当期純利益は、期中平均株式数を用いて計算しております。

(5) 重要な親会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社はセイコーホールディングス株式会社で、同社は当社の株式を1,000株(100%)保有いたしております。

当社は親会社より品質向上への分析業務を委託され、これを納入いたしております。

②親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社であるセイコーホールディングス株式会社との取引に当たっては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。また、当社取締役会においても同様の理由で、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(6) 該当事業年度の末日における主要な事業内容

事業	主要製品
特定サービス産業 (受託分析) 研究開発支援事業	機器分析 (FIB加工、熱分析、表面物性分析)

(7) 該当事業年度の末日における主要な事業所及び従業員の状況

①事業所所在地

本店：千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地

事業所：千葉県松戸市高塚新田563番地

②従業員の状況

区分	人数	前期比増減	平均年齢	うち製造原価内		
				人数	前期比増減	平均年齢
役員	1	±0	50.0	1	±0	50.0
社員	11	+1	48.4	10	+1	47.5
合計	12	+1	48.5	11	+1	47.7

(注) 役員・社員には出向受入者を含んでおります。

2. 株式に関する事項（会社法施行規則第122条）

株式の状況（2021年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 10,000株
- ② 発行済株式の総数 1,000株
- ③ 当期末株主数 1名
- ④ 株主および持株数

株主名	持株数	議決権比率	当社からの株主への出資状況
セイコーホールディングス株式会社	1,000株	100%	出資なし

3. 会社役員に関する事項（会社法施行規則第121条）

①取締役及び監査役（2021年3月31日現在）の氏名、会社における地位及び担当又は主な職業

地位	氏名	担当	兼務内容
代表取締役社長	中島 邦雄	総括経営	セイコーホールディングス(株) 研究開発センター長
取締役	皿田 孝史	分析部長	
取締役	春日 政雄		セイコーホールディングス(株) 生産技術センター長
監査役	宮越 信幸		セイコーインスツル(株) 経理一課長

②取締役及び監査役に支払った報酬等の額

(単位：千円)

区分	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	1名	202	—	—	1名	202

2021年 3月期

計 算 書 類

自 2020年 4月 1日

至 2021年 3月 31日

セイコーアイ・テクノリサーチ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目8番地

貸借対照表

2021年 3月31日現在

セイコーアイ・テック株式会社

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	30,317,808	【流動負債】	48,011,914
現金及び預金	209,225	買掛金	1,171,563
受取手形	825,000	短期借入金	4,870,392
売掛金	28,744,650	未払金	27,334,303
未収入金	538,933	未払費用	4,459,506
		未払法人税等	102,400
		賞与引当金	10,071,000
		その他の流動負債	2,750
【固定資産】	107,075,855	負債合計	48,011,914
(有形固定資産)	102,279,271		
建物	379,219	純資産の部	
機械及び装置	101,163,598	【株主資本】	89,381,749
工具器具及び備品	736,454	(資本金)	50,000,000
(無形固定資産)	177,800	(利益剰余金)	39,381,749
ソフトウェア	105,000	利益準備金	12,500,000
その他	72,800	その他利益剰余金	26,881,749
(投資等)	4,618,784	繰越利益剰余金	26,881,749
繰延税金資産(固定)	4,618,784	純資産合計	89,381,749
資産合計	137,393,663	負債及び純資産合計	137,393,663

損 益 計 算 書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日

セイコーアイ・テクノリサーチ株式会社

(単位：円)

科 目	金 額	
売 上 高		194,598,900
売 上 原 価		155,581,237
売 上 総 利 益		39,017,663
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,423,273
営 業 利 益		20,594,390
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	29	
雑 収 入	49,341	49,370
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	366,687	366,687
経 常 利 益		20,277,073
特 別 利 益		
そ の 他	2,644,709	2,644,709
特 別 損 失		
そ の 他	13,060,669	13,060,669
税 引 前 当 期 純 利 益		9,861,113
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,607,499	
法 人 税 等 調 整 額	773,106	3,380,605
当 期 純 利 益		6,480,508

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月 31日

セロアール・テクノロジー株式会社

(単位：円)

	株 主 資 本					株主資本 合計
	資本金	利 益 剰 余 金		利益剰余金 合計		
		利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金			
2020年4月1日 残高	50,000,000	12,500,000	20,401,241	32,901,241		82,901,241
当期純利益	-	-	6,480,508	6,480,508		6,480,508
剰余金の配当	-	-	-	-		-
利益準備金積立	-	-	-	-		-
当期累計期間中の変動額合計	-	-	6,480,508	6,480,508		6,480,508
2021年3月31日 残高	50,000,000	12,500,000	26,881,749	39,381,749		89,381,749

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法、その他については定率法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

建物	9年
構築物	9年
機械及び装置	9年
工具器具及び備品	9年

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基く定額法を採用しております。

(2) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の次回の賞与支給に備えて、期末在籍人員に対し、当期支給実績に基づいて見積額を計上しております。

(3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2. 会計上の見積り

繰延税金資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 4,618,784 円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、事業計画等に基づく将来課税所得の発生時期及び金額を合理的に見積り、回収可能性を判断し計上しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期会計期間の末日における発行済株式の数

1,000 株

(2) 当期会計期間の末日における自己株式の数

-

(3) 当期会計期間に行った剰余金の配当に関する事項

-

(4) 当期会計期間の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

-

(5) 当期会計期間の末日における当該株式会社が発行している

-

新株予約権の目的となる当該株式会社の株式数

4. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額

409,229,672 円

監査報告書

私、監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第35期事業年度に関わる計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款第26条第2項に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年 5月 13日

セイコーアイ・テクノロジー株式会社

監査役

宮越 信幸 印

